



委託契約書

委託者 **道路工業㈱** (以下「甲」という。)と受託者 **今金町森林組合** (以下「乙」という。)
との間に、除間伐事業(以下「事業」という。)について次の事項について委託契約を締結する。

(箇所及び内容)

第1条 この契約により実施する事業は、別に定める箇所及び内容のとおりとし、甲はこの事業を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(事業基準)

第2条 事業の実施にあたっては、別に定める事業基準によるものとする。

(事業期間)

第3条 事業期間は、契約締結日より平成23年5月31日 までとする。ただし、やむを得ず事業期間の変更を要するときは、甲乙協議のうえ変更することができるものとする。

(委託手数料)

第4条 甲は乙に対し、事業を行うのに要する経費の25パーセントの手数料を支払うものとする。

(前払及び中間払)

第5条 乙は必要に応じ前払金及び中間払金を甲に請求することができるものとし、その場合甲は、乙が発行する請求書に定める期日までに支払うものとする。

(着手・完了通知)

第6条 乙は事業に着手したとき、及び事業を完了したときは、その旨を甲に通知するものとする。

(引渡)

第7条 事業が完了したときは、甲乙立会のうえ引渡しをするものとする。

(委託費の精算)

第8条 乙は、事業が完了し、引渡終了後すみやかに委託費を確定し、甲に精算請求するものとする。

2 乙は当該事業に対して、造林事業補助金を申請し受領した場合は、委託費及び委託手数料に充当し精算するものとする。

3 甲は、委託費及び委託手数料を、乙が発行する請求書に定める期日までに支払うものとする。

(延滞金)

第9条 甲は、第8条3項の期日までに委託費及び委託手数料を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払する日までの日数に応じ年利 5.0 パーセントの割合で計算した額を延滞金として乙に支払うものとする。

(解約)

第10条 甲乙いずれかがこの契約の条項に違反したため契約の目的を達成することが困難になった場合において、甲乙の契約解除の協議がととのったときは契約を解除することができる。

(第三者の損害)

第11条 当該土地にかかわる権利権限その他から生ずる第三者との間におこる一切の問題に関して乙は関与しないものとする。

2 乙は、この契約の履行にあたって第三者に損害をおよぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(転用の規制と補助金返還)

第12条 甲は補助対象事業地の事業完了翌年度から起算して5年間は、当該転用等(森林以外の用途へ転用又は補助対象事業地の立木の全面伐採除去)をしないものとする。ただし、やむを得ない事情で当該転用等する場合は、あらかじめ乙に届け出るものとする。

2 前項の届出を受けた乙は、補助金交付指令に基づく所定の手続きによって檜山振興局長の承認を得、その結果を甲に通知するものとする。

3 甲は、2項により当該転用等する場合は、乙は檜山振興局長から当該補助金の全部又は一部の返還相当額を命ぜられたときは、乙の請求により第8条2項の補助金の内、返還相当額を乙に支払うものとする。また甲が当該森林を売り渡し、もしくは譲渡をし、また賃貸権、地上権の設定をさせた後、その相手方が事業完了の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途に転用等する場合においても、甲がその責を負うものとする。



(その他)

第13条 この契約の定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ甲乙双方が保有する。

平成23年<月>/日

(甲)委託者 住所

札幌市中央区南8条西15丁目2番1号
道路工業株式会社

氏名

代表取締役社長 中田隆博



(乙)受託者 住所

北海道瀬棚郡今金町字今金324番地の5
今金町森林組合

氏名

代表理事組合長 伊藤修史郎





1. 箇所及び内容

No.	事業箇所(森林の所在)		事業内容		摘要
	市町村・字	林・小班	事業種	事業量	
01	今金町字 花石	6林班 1林班	除間伐	4.07ha	
02	今金町字 花石	6林班 18林班	除間伐	0.16ha	
03	今金町字 花石	6林班 22林班	除間伐	5.88ha	
04	今金町字 花石	6林班 23林班	除間伐	2.80ha	
05	今金町字 花石	6林班 24林班	除間伐	6.44ha	
06	今金町字 花石	6林班 31林班	除間伐	5.34ha	
07	今金町字 花石	6林班 33林班	除間伐	0.20ha	
08	今金町字 花石	6林班 37林班	除間伐	5.26ha	
09	今金町字 花石	6林班 38林班	除間伐	1.74ha	
10	今金町字 花石	6林班 39林班	除間伐	5.08ha	
11	今金町字 花石	6林班 40林班	除間伐	3.80ha	
12	今金町字 花石	6林班 41林班	除間伐	4.27ha	
13	今金町字 花石	6林班 42林班	除間伐	0.30ha	
14	今金町字 花石	6林班 43林班	除間伐	0.28ha	
15	今金町字 花石	6林班 44林班	除間伐	1.20ha	
16	今金町字 花石	6林班 45林班	除間伐	0.16ha	
17	今金町字 花石	6林班 48林班	除間伐	0.20ha	
18	今金町字 花石	6林班 54林班	除間伐	0.68ha	
19	今金町字 花石	6林班 55林班	除間伐	0.48ha	
20	今金町字 花石	6林班 58林班	除間伐	2.85ha	
21	今金町字 花石	6林班 60林班	除間伐	0.78ha	
22	今金町字 花石	6林班 61林班	除間伐	0.42ha	
23	今金町字 花石	6林班 62林班	除間伐	0.17ha	
24	今金町字 花石	6林班 63林班	除間伐	0.05ha	
25	今金町字 花石	6林班 64林班	除間伐	0.23ha	
26	今金町字 花石	6林班 66林班	除間伐	0.15ha	
27	今金町字 花石	6林班 68林班	除間伐	0.18ha	
28	今金町字 花石	6林班 69林班	除間伐	0.59ha	
29	今金町字 花石	6林班 70林班	除間伐	0.37ha	
30	今金町字 花石	6林班 72林班	除間伐	0.41ha	



委託契約書

委託者 **道路工業㈱**（以下「甲」という。）と受託者 **今金町森林組合**（以下「乙」という。）との間に、除間伐事業（以下「事業」という。）について次の事項について委託契約を締結する。

（箇所及び内容）

第1条 この契約により実施する事業は、別に定める箇所及び内容のとおりとし、甲はこの事業を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（事業基準）

第2条 事業の実施にあたっては、別に定める事業基準によるものとする。

（事業期間）

第3条 事業期間は、契約締結日より平成23年5月31日までとする。ただし、やむを得ず事業期間の変更を要するときは、甲乙協議のうえ変更することができるものとする。

（委託手数料）

第4条 甲は乙に対し、事業を行うのに要する経費の25パーセントの手数料を支払うものとする。

（前払及び中間払）

第5条 乙は必要に応じ前払金及び中間払金を甲に請求することができるものとし、その場合甲は、乙が発行する請求書に定める期日までに支払うものとする。

（着手・完了通知）

第6条 乙は事業に着手したとき、及び事業を完了したときは、その旨を甲に通知するものとする。

（引渡）

第7条 事業が完了したときは、甲乙立会のうえ引渡しをするものとする。

（委託費の精算）

第8条 乙は、事業が完了し、引渡終了後すみやかに委託費を確定し、甲に精算請求するものとする。

- 2 乙は当該事業に対して、造林事業補助金を申請し受領した場合は、委託費及び委託手数料に充当し精算するものとする。
- 3 甲は、委託費及び委託手数料を、乙が発行する請求書に定める期日までに支払うものとする。

（延滞金）

第9条 甲は、第8条3項の期日までに委託費及び委託手数料を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払する日までの日数に応じ年利 5.0 パーセントの割合で計算した額を延滞金として乙に支払うものとする。

（解約）

第10条 甲乙いずれかがこの契約の条項に違反したため契約の目的を達成することが困難になった場合において、甲乙の契約解除の協議がととのったときは契約を解除することができる。

（第三者の損害）

第11条 当該土地にかかわる権利権限その他から生ずる第三者との間における一切の問題に関して乙は関与しないものとする。
2 乙は、この契約の履行にあたって第三者に損害をおよぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。

（転用の規制と補助金返還）

第12条 甲は補助対象事業地の事業完了翌年度から起算して5年間は、当該転用等（森林以外の用途へ転用又は補助対象事業地の立木の全面伐採除去）をしないものとする。ただし、やむを得ない事情で当該転用等する場合は、あらかじめ乙に届け出るものとする。
2 前項の届出を受けた乙は、補助金交付指令に基づく所定の手続きによって檜山振興局長の承認を得、その結果を甲に通知するものとする。
3 甲は、2項により当該転用等する場合は、乙は檜山振興局長から当該補助金の全部又は一部の返還相当額を命ぜられたときは、乙の請求により第8条2項の補助金の内、返還相当額を乙に支払うものとする。また甲が当該森林を売り渡し、もしくは譲渡をし、また賃貸権、地上権の設定をさせた後、その相手方が事業完了の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途に転用等する場合においても、甲がその責を負うものとする。



(その他)

第13条 この契約の定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ甲乙双方が保有する。

平成23年 月 日

(甲)委託者 住所

札幌市中央区南8条西15丁目2番1号
道路工業株式会社

氏名

代表取締役社長 中田隆博



(乙)受託者 住所

北海道瀬棚郡今金町字今金324番地の5
今金町森林組合

氏名

代表理事組合長 伊藤修史郎





1. 箇所及び内容

No.	事業箇所（森林の所在）		事業内容		摘要
	市町村・字	林・小班	事業種	事業量	
01	今金町字 中里	8林班 62林班	除間伐	0.36ha	
02	今金町字 中里	8林班 64林班	除間伐	0.16ha	
03	今金町字 中里	8林班 67林班	除間伐	5.44ha	
04	今金町字 中里	8林班 70林班	除間伐	0.64ha	
05	今金町字 中里	8林班 71林班	除間伐	0.12ha	
06	今金町字 中里	8林班 72林班	除間伐	0.08ha	
07	今金町字 中里	8林班 73林班	除間伐	0.28ha	
08	今金町字 中里	9林班 38林班	除間伐	5.04ha	
09	今金町字 中里	9林班 41林班	除間伐	0.08ha	
10	今金町字 中里	9林班 42林班	除間伐	0.92ha	
11	今金町字 中里	9林班 48林班	除間伐	2.56ha	
12	今金町字 中里	9林班 52林班	除間伐	1.88ha	
13	今金町字 中里	9林班 55林班	除間伐	0.76ha	
14	今金町字 中里	9林班 56林班	除間伐	1.88ha	
15	今金町字 中里	9林班 57林班	除間伐	0.36ha	
16	今金町字 中里	9林班 58林班	除間伐	0.12ha	
17	今金町字 中里	9林班 59林班	除間伐	2.00ha	
18	今金町字 中里	9林班 60林班	除間伐	0.92ha	
19	今金町字 中里	10林班 22林班	除間伐	1.08ha	
20	今金町字 中里	10林班 23林班	除間伐	0.04ha	
21	今金町字 中里	10林班 24林班	除間伐	3.36ha	
22	今金町字 中里	10林班 25林班	除間伐	4.64ha	
23	今金町字 中里	10林班 26林班	除間伐	0.56ha	
24	今金町字 中里	10林班 31林班	除間伐	0.12ha	
25	今金町字 中里	10林班 32林班	除間伐	0.36ha	
26	今金町字 中里	10林班 33林班	除間伐	0.12ha	
27	今金町字 中里	10林班 34林班	除間伐	1.08ha	
28	今金町字 中里	10林班 35林班	除間伐	0.76ha	
29	今金町字 中里	10林班 36林班	除間伐	0.36ha	
30	今金町字 中里	10林班 37林班	除間伐	0.64ha	
31	今金町字 中里	10林班 42林班	除間伐	1.04ha	



委託契約書

委託者 **道路工業㈱** (以下「甲」という。)と受託者 **今金町森林組合** (以下「乙」という。)との間に、除間伐事業(以下「事業」という。)について次の事項について委託契約を締結する。

(箇所及び内容)

第1条 この契約により実施する事業は、別に定める箇所及び内容のとおりとし、甲はこの事業を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(事業基準)

第2条 事業の実施にあたっては、別に定める事業基準によるものとする。

(事業期間)

第3条 事業期間は、契約締結日より平成28年5月31日までとする。ただし、やむを得ず事業期間の変更を要するときは、甲乙協議のうえ変更することができるものとする。

(委託手数料)

第4条 甲は乙に対し、事業を行うのに要する経費の25パーセントの手数料を支払うものとする。

(前払及び中間払)

第5条 乙は必要に応じ前払金及び中間払金を甲に請求することができるものとし、その場合甲は、乙が発行する請求書に定める期日までに支払うものとする。

(着手・完了通知)

第6条 乙は事業に着手したとき、及び事業を完了したときは、その旨を甲に通知するものとする。

(引渡)

第7条 事業が完了したときは、甲乙立会のうえ引渡しをするものとする。

(委託費の精算)

第8条 乙は、事業が完了し、引渡終了後すみやかに委託費を確定し、甲に精算請求するものとする。

2 乙は当該事業に対して、造林事業補助金を申請し受領した場合は、委託費及び委託手数料に充当し精算するものとする。

3 甲は、委託費及び委託手数料を、乙が発行する請求書に定める期日までに支払うものとする。

(延滞金)

第9条 甲は、第8条3項の期日までに委託費及び委託手数料を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払する日までの日数に応じ年利 5.0 パーセントの割合で計算した額を延滞金として乙に支払うものとする。

(解約)

第10条 甲乙いずれかがこの契約の条項に違反したため契約の目的を達成することが困難になった場合において、甲乙の契約解除の協議がととのったときは契約を解除することができる。

(第三者の損害)

第11条 当該土地にかかわる権利権限その他から生ずる第三者との間におこる一切の問題に関して乙は関与しないものとする。

2 乙は、この契約の履行にあたって第三者に損害をおよぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(転用の規制と補助金返還)

第12条 甲は補助対象事業地の事業完了翌年度から起算して5年間は、当該転用等(森林以外の用途へ転用又は補助対象事業地の立木の全面伐採除去)をしないものとする。ただし、やむを得ない事情で当該転用等する場合は、あらかじめ乙に届け出るものとする。

2 前項の届出を受けた乙は、補助金交付指令に基づく所定の手続きによって檜山振興局長の承認を得、その結果を甲に通知するものとする。

3 甲は、2項により当該転用等する場合は、乙は檜山振興局長から当該補助金の全部又は一部の返還相当額を命ぜられたときは、乙の請求により第8条2項の補助金の内、返還相当額を乙に支払うものとする。また甲が当該森林を売り渡し、もしくは譲渡をし、また賃貸権、地上権の設定をさせた後、その相手方が事業完了の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途に転用等する場合においても、甲がその責を負うものとする。



(その他)

第13条 この契約の定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ甲乙双方が保有する。

平成23年<月>/日

(甲)委託者 住所

札幌市中央区南8条西15丁目2番1号
道路工業株式会社

氏名

代表取締役社長 中田隆博 

(乙)受託者 住所

北海道瀬棚郡今金町字今金324番地の5
今金町森林組合

氏名

代表理事組合長 伊藤修史郎 



委託契約書

委託者 道路工業㈱ (以下「甲」という。)と受託者 今金町森林組合 (以下「乙」という。)
との間に間伐事業(以下「事業」という。)について次の事項について委託契約を締結する。

(箇所及び内容)

第1条 この契約により実施する事業は、別に定める箇所及び内容のとおりとし、甲はこの事業を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(事業基準)

第2条 事業の実施にあたっては、別に定める事業基準によるものとする。

(事業期間)

第3条 事業期間は、契約締結日より平成24年6月15日までとする。ただし、やむを得ず事業期間の変更を要するときは、甲乙協議のうえ変更することができるものとする。

(委託手数料)

第4条 甲は乙に対し、事業を行うのに要する経費の1.5%の手数料を支払うものとする。

(前払及び中間払)

第5条 乙は必要に応じ前払金及び中間払金を甲に請求することができるものとし、その場合甲は、乙が発行する請求書に定める期日までに支払うものとする。

(着手・完了通知)

第6条 乙は事業に着手したとき、及び事業を完了したときは、その旨を甲に通知するものとする。

(引渡)

第7条 事業が完了したときは、甲乙立会のうえ引渡しをするものとする。

(委託費の精算)

第8条 乙は、事業が完了し、引渡終了後すみやかに委託費を確定し、甲に精算請求するものとする。

- 2 乙は当該事業に対して、造林事業補助金を申請し受領した場合は、委託費に充当し精算するものとする。
- 3 甲は、委託費及び委託手数料を、乙が発行する請求書に定める期日までに支払うものとする。

(延滞金)

第9条 甲は、第8条3項の期日までに委託費及び委託手数料を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払する日までの日数に応じ年利5.0パーセントの割合で計算した額を延滞金として乙に支払うものとする。

(変更)

第10条 事業期間中に事業量またはその他事業内容に変更を要するときは、甲乙協議するものとする。

(解約)

第11条 甲乙いずれかがこの契約の条項に違反したため契約の目的を達成することが困難になった場合において、甲乙の契約解除の協議がととのったときは契約を解除することができる。

(第三者の損害)

第12条 当該土地にかかわる権利権限その他から生ずる第三者との間におこる一切の問題に関して乙は関与しないものとする。
2 乙は、この契約の履行にあたって第三者に損害をおよぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。



(転用の規制と補助金返還)

- 第13条 甲は補助対象事業地の事業完了翌年度から起算して5年間は、当該転用等(森林以外の用途へ転用又は補助対象事業地の立木の全面伐採除去)をしないものとする。ただし、やむを得ない事情で当該転用等する場合は、あらかじめ乙に届け出るものとする。
- 2 前項の届出を受けた乙は、補助金交付指令に基づき所定の手続きによって檜山振興局長の承認を得、その結果を甲に通知するものとする。
- 3 甲は、2項により当該転用等する場合、乙は檜山振興局長から当該補助金の全部又は一部の返還相当額を命ぜられたときは、乙の請求により第8条2項の補助金の内、返還相当額を乙に支払うものとする。また甲が当該森林を売り渡し、もしくは譲渡し、また賃貸権、地上権の設定をさせた後、その相手方が事業完了の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途に転用等する場合においても、甲がその責を負うものとする。



(その他)

第14条 この契約の定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ甲乙双方が保有する。



平成24年4月9日

(甲)委託者 住所

札幌市中央区南8条西15丁目2番1号
道路工業株式会社

氏名

代表取締役社長 中田 隆博




(乙)受託者 住所

北陸道額根郡今金町字今金324番地の5
今金町森林組合

氏名

代表理事組合長 伊藤 修史郎





間伐事業基準

1. 間伐

- (1) 伐採率は、育成しようとする樹木の立木本数の20%以上とする。
- (2) 伐採の方法は、現地の状況により列状及び定性とする。